**伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金**

**【奨学金等返還支援金とは】**

大学等の在学中に奨学金の貸与を受け卒業した方が、伊賀市に定住し伊賀市内又は定住自立圏域内の企業に雇用された場合、その奨学金返還に対し、年間返還額の２分の１（年間上限２０万円）を５年間（６０ヶ月）支援します

**対 象 者 下記の要件をすべて満たす方**

**□令和５年４月１日以降に伊賀市内又は定住自立圏域内（笠置町、南山城村、山添村）の　企業等と労働契約等を締結している者であって、１週間の所定労働時間が30時間以上である者**

**□奨学金の貸与を受けて就学した大学等を卒業し、自ら奨学金を返還している者**

**□35歳以下の者**

**□申請日において本市に住民票があり申請日から５年以上定住する意思のある者**

**□市税の滞納がない者**

**□国家公務員及び地方公務員でない者**

**□雇用保険の一般被保険者である者**

※ 大学等とは、学校教育法に規定する大学（大学院、専門職大学及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程又は高等課程に限る。）、高等学校及び特別支援学校（高等部に限る。）をいいます。

**対象となる奨学金**

**◆（独）日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金**

**◆学資として貸与される奨学金で市長が認めるもの**

**補助金額**

**◆年間上限20万円×最大５年間（最大100万円）**

**申請する年の前年中（1月から12月）に返還した奨学金の額の２分の１に相当する額とし、年間20万円を上限とする。**

※他団体からも返還支援を受けている場合は、返還した奨学金の額の４分の３を上限とします。

★★裏面もご確認ください★★

**必要書類**

□**（様式第１号）奨学金等返還支援金交付申請書　　　　　 （毎年提出）**

**□（様式第２号）在職証明書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （毎年提出）**

□**奨学金等の貸与を証する書類の写し　　　　　　　　　　　　　（初回のみ）**

□**奨学金等の返済計画の全体を確認できる書類の写し　　　（初回のみ）**

□**交付対象奨学金等の返済額を証する書類の写し　　　　　（毎年提出）**

□**大学等を卒業したことを証する書類　　　　　　　　　　 （初回のみ）**

※様式第１号及び第２号についてはホームページからダウンロードできます。

※奨学金等の貸与を証する書類や返済計画等の書類については、奨学金の

　貸与を受けていた団体にて発行してもらってください。

※奨学金の返済額を証する書類については、奨学金の貸与を受けていた団体から発行された書類若しくは引落口座の通帳の写しとなります。

**★他団体から返還支援を受けている場合は、その返還支援金の額が確認できる書類が必要です。（別途、ご相談ください）**

**申請期間**

**◆申請期間１月から２月末日**

**注意事項　※必ずご確認ください。**

**◆申請期限を過ぎた場合は、受付できません**

**◆申請に必要な公的書類の発行にかかる手数料等は自己負担です。**